
佐用町まちづくり基本条例 提 言 書

平成24年12月3日

佐用町まちづくり推進会議まちづくり基本条例分科会

佐用町まちづくり基本条例の策定に関する提言書

平成24年12月

はじめに、平成17年10月に旧4町が合併して佐用町が誕生し、住民参画による協働のまちづくりの旗印のもと平成18年4月以降13の地域づくり協議会が設立されました。平成21年1月28日に第1回佐用町まちづくり推進会議が開催され、帝塚山大学大学院教授の中川顧問による「協働社会の基盤と担い手をつくる」「住民自治力を高める自治会制度と地域づくり協議会の在り方」と題して3回の講義、及び小嶋明顧問による「限界集落の再生と生涯学習によるまちづくり」、「自治会の機能強化と今日的課題」「限界集落の維持対策」研修を行いました。その中で、推進会議の協議をより深めるという観点から第1分科会と第2分科会に分け、限界集落の維持対策及び自治のルールづくりと題してワークショップを行いました。まちづくり基本条例の制定については、この時点でその方向性が確認されました。その後、平成21年8月9日の水害により佐用町まちづくり推進会議と分科会は一時休止状態となり、平成23年9月15日に水害後初めての佐用町まちづくり推進会議を開催し、自治基本条例分科会として再スタートしました。その後、まちづくりを基本とした協議を行う分科会であるため、まちづくり基本条例分科会に名称を改めました。

まちづくり基本条例分科会に参加した委員は、安全・安心のまちづくり、子供、女性、高齢者にとっての住みよいまちづくりなど佐用町のあるべき姿を考え、それを現実のものとするためどのような自治を行うべきかを、1年間延べ13回の協議を行いました。委員一人ひとりがそれぞれの持てる言葉、持てる知識を尽くし、佐用町のまちづくりの基本規範として位置づけられる条例として、その理念、その形、表現の仕方や条例の見直し等々あらゆる観点から喧々諤々の議論をしました。

町民、議会、行政という三者の関係の中で、町民の権利と役割、それに対応して議会、行政のあるべき姿を論じ合い、町政運営には参画・協働が欠かせないものと認識しました。

町民が行政や議会に要望し又は行政任せにするのではなく、問題解決に町民が参画する権利を保障され、さらには行政と協働することこそが本当の町民のためのまちづくりであると報告したいと考えます。

佐用町における住民自治の基本規範となるまちづくり基本条例の策定に関わることができたことは、委員としての大きな喜びであり、同時に提案する責任の重さを痛感しています。

今後まちづくり基本条例を施行する中で、真のまちづくりが実現し、この佐用町に住む住民一人ひとりが本当に佐用町に住んでよかったと思えるような、すばらしい条例の策定へとつながることを期待し提言いたします。

平成24年12月3日

佐用町まちづくり基本条例分科会委員 一同

【目次】

I 提言の基本的な考え方

1	佐用町まちづくり基本条例のなりたち	3
2	佐用町のめざす姿	3
3	佐用町まちづくり基本条例の策定基本方針	4
4	文章作成上の基本的事項	5
5	条例策定にあたって注意すべき事項	7
6	初めての分科会での意見交換	8

II 個別的な検討事項

1	まちづくり基本条例の基本的な考え方	
(1)	まちづくり基本条例に期待すること【前文】	12
(2)	まちづくりの目的と基本原則	15
2	まちづくりの主体	
(1)	町民等の権利と役割	18
(2)	議会の役割と責務	19
(3)	行政の役割と責務	20
3	参画と協働の仕組み	
(1)	町政への町民参画	21
(2)	協働のまちづくり	22
(3)	まちづくりに必要な情報の共有	23
4	行政運営	25
5	国及び他の地方公共団体との関係	28
6	この条例の位置付け及び検証	29

III 資料

(1)	佐用町まちづくり基本条例委員名簿	31
(2)	佐用町まちづくり基本条例分科会 開催状況	32
(3)	まちづくり基本条例構成図（案）	33

I 佐用町まちづくり基本条例提言の基本的な考え方

1 佐用町まちづくり基本条例のなりたち

◆まちづくり基本条例は、合併協議会で策定した「新町まちづくり計画」をより詳細にかつ具体的にした「佐用町総合計画」の主要施策の一つとして掲げられております。また、”まちづくりは、行政の仕事という考え方だけでなく行政と町民が協力し継続的な取り組みを行う必要があります。そのためには、町民の権利、役割及び議会と行政の責務などを定めたまちづくり条例（自治基本条例）を町民参画のもとに策定します。“と記載があります。

2 佐用町のめざす姿

◆一人ひとりを大切にするまちづくり

- 地域住民の触れ合いを通じて、町民一人ひとりが社会に参画し、生きがいを持ち、自己実現できる社会を築いていきます。
- 子供も高齢者も、障害のある人もない人も、すべての町民の人権が尊重され、安心して暮らしていける福祉社会を築いていきます。
- すべての町民が生涯にわたって心身ともに健康で、より充実した医療サービスが受けられる総合的な保健・医療体制を確立していきます。

◆協働で未来を拓くまち

- みんなの支え合う力で、連帯感のあるコミュニティ社会を醸成していくとともに、独自の地域文化の継承や、未来を築く子供たちを育てていきます。
- 交流の促進や躍動感あふれる産業を育成していくとともに、若者にとって魅力の持てるまちを形成していきます。
- 自然・歴史文化・産業等の地域資源や人材など、各地域の良さを生かし合いながら、新たな町の魅力や活力を創造していくような、みんなで明るい未来を拓くまちを築いていきます。

◆自然と共に生きるまち

- 地域の貴重な財産であり、美しくやすらぎが実感できる自然環境を守り育てていきます。
- 伝統ある郷土を礎として、長い歴史の中で育まれた地域の多彩な自然、歴史資源や風土景観との共生を図りながら、住みよい定住環境を整えていきます。
- 地域環境の維持と持続的な発展を目指して、循環型社会を構築していきます。

(佐用町総合計画より抜粋)

3 佐用町まちづくり基本条例の策定基本方針

(1) まちづくり基本条例とは

自治体運営の基本となるルールを定めるもので、地域における様々な課題への対応や、まちづくりの基本理念・基本原則や、町民の権利及び役割、議会の権限及び責務、行政の権限及び責務、また、町民・議会・行政がまちづくりに関する情報を共有しあえる仕組みなどについて規定されており、みんなのまちのことをみんなで考え、よりよいまちをつくっていかうとする条例です。

佐用町の場合も、他の条例、規則、計画などの町政運営に関するあらゆる施策は、この条例の理念に基づき実施されることとなります。

(2) 自治基本条例制定の背景

まちづくり基本条例を必要とする時代背景として、第一期地方分権改革により平成7年に地方分権推進法が制定され、平成12年4月に地方分権一括法が施行、さらに平成18年に三位一体の改革が行われました。この結果、機関委任事務の廃止や国の関与の見直し・ルール化などのほか、三位一体の改革により所得税から個人住民税への税源移譲等の改革が実現しました。しかしながら、国による地方への関与が残っていること、税源移譲されても、それを上回る額の地方交付税が削除され、地方の財政基盤も十分なものとなっていないことなどの理由により現在、第二期地方分権改革が進められています。

佐用町においても、地方分権という大きな変化に直面しています。地方分権一括法の施行によって、国と地方の関係、国の地方に対する関与のあり方等が見直され、地方分権が進めば進むほどさまざまな政策分野において、佐用町自身が自ら考えて自ら決めることが要求され、地方自治体は主体性を持って住みよい、魅力あるまちづくりを推進していくことが必要となっています。

一方、住民ニーズやライフスタイルが多様化し、また、地域コミュニティが大きく変化するなか、少子高齢化、人口減少社会の到来によって新たな問題が発生しており、構造的な変革を求められています。

(3) まちづくり基本条例の必要性と意義

町民の満足度と地域力を高めていくためには、町民が自らの役割を自覚するとともに、互いに協力しあい、行政と「協働」・「連携」しながら地域課題の解決やまちづくりに積極的に参画することが重要です。そして、町民と行政、議会がどのように「協働」・「連携」し、まちづくりを進めていくか、その考え方やルールなどを明確にし、実効性を確保することが必要になってきています。

まちづくりに求められることは、「自分たちのまちは自分たちの手でつくる」という意識のもと、町民が主役となって自主的な判断と責任に基づく自主・自立のまちづくりです。また、行政は、自己決定・自己責任の原則のもと、政策の目的や手段、対象などを明確にしたうえで、実効性のある施策や事業を実施する必要があり、自らの責務を正しく理解し、その役割を果たすことが求められています。

佐用町においても、合併以降町民参画や町民と行政の協働によるまちづくりを推進しているところであり、これらの仕組みを担保するものが「まちづくり基本条例」であると言えます。

4 文章作成上の基本的事項

(1) 町民に分かりやすい条文

- ①できるだけカタカナ言葉（外来語）を使わず、町民に分かりやすい表現にする。
- ②文章は複雑で長い条文とせず、できるだけ短く区切ったものにする。
- ③条文の意味が分かりやすくするため、できるだけ身近な用語を使う。

(2) 解釈の幅が出ない条文

解釈によってその意図が変わることのないような文案にする。

(3) 町民に親しみやすい名称

町民に親しみやすい条例とするため、協議する中で名称を変えることを可とする。

(4) 法制執務の述語等の用語説明

佐用町まちづくり基本条例では、前文については、親しみやすい「です・ます」体で表しています。しかし、本体条文の文体については「です・ます」体では、意味において「あいまいさ」が残る場合もあるので、条文形式を重視して通常の表記である「ある」体で表しています。

① 「しなければならない」

一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用いる。従って、命ぜられている側には、その一定の行為をするか、しないかの裁量の余地はありません。「しなければならない」という文言は、義務付けられた相手方に大変強い強要力を発揮します。

② 「するものとする」

「しなければならない」よりも義務付けの感じが弱く、ある一般的な原則や方針を示す場合に用います。その意味では、解釈としては、合理的な理由があればしなくても良いという意味も出てきますが、裁量の余地は大変狭いと考えられます。

③ 「することができる」

「することができる」は、一定の行為をすることが可能であることを表す場合に用います。一定の行為をするかしないかの裁量権を付与する場合と、一定の行為をする権利又は能力を付与する場合との二通りの用い方があります。

④ 「とする」「である」

「とする」は、創設的に拘束的な意味をもたせる場合に用い、「である」は、単なる事実の説明の場合に用いられる。（例 地方公共団体は、法人とする・・・することは、国民固有の権利である）

⑤ 「努めなければならない」

「努めなければならない」は、「努める」＋「しなければならない」の複合形です。「努める」は努力することですから、目標を達成できなくても、その過程で努力していれば、法

違反はありません。そこにある一定の義務を命ずる「しなければならない」を付け加えることによって、努力義務ではあるが、高度な努力義務、達成義務がかなり高いレベルで課せられていることです。その他に、「努めるものとする」、「努める」といった述語があります。こういった述語を使った規定を「努力義務規定」と呼ぶことがあります。その義務の拘束力の強さを比較してみると、「努めなければならない」>「努めるものとする」>「努める」となります。

委嘱状の交付



中川幾郎顧問（帝塚山大学教授）による講義



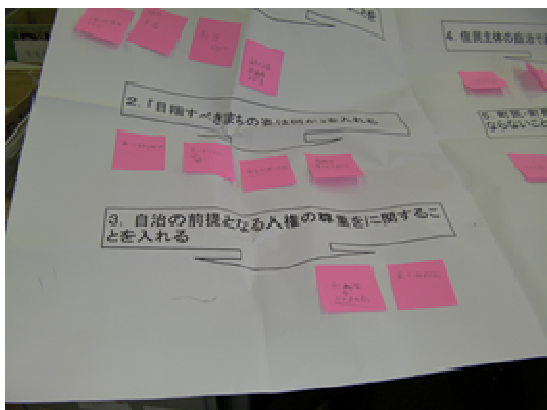
5 条例策定にあたって注意すべき事項

- (1) まちづくり基本条例の策定については、できるだけ町民に周知徹底する必要がある。
- (2) まちづくり基本条例の位置づけについて、自治体によっては「最高規範」「・・・町における憲法」というような位置付けにしているところもありますが、本分科会では、そのような文言は使用していません。
- (3) 当初は本分科会において「自治基本条例」ということで協議しておりましたが、親しみやすい名称協働のまちづくりを推進するための条例をメインに考えようということで「まちづくり基本条例」に名称変更しました。
- (4) 町民の定義については、在住外国人、在勤の方、学生も対象とした条文がありますが、町民の権利や義務が左右される事項については、住民という表現にしました。
- (5) 地方自治法の定義との整合性を十分精査、検証し、優位性を損なうことがないような条文としています。
- (6) 住民投票については、投票資格の範囲、投票結果の反映、投票率等多岐にわたり、慎重な取り扱いを必要とするものであるため、本条例には規定しておりません。また、地方自治法により別に定められているため、強いて入れる必要はないと考えております。
- (7) 条例は、町民感覚から離れた内容ではなく町民にわかりやすい条例であるべきであり、やさしい表現にすべきです。

分科会の様子



ワークショップ方式による協議



Ⅱ 個別的な検討事項

前文

わたしたちのまち佐用町は、全国名水百選に選ばれた清流千種川とその支流の佐用川などが南北に流れ、大撫山の山頂から眺める雲海や夜空に輝く満天の星など豊かな自然に恵まれています。また、古くは出雲街道と因幡街道が交わる交通の要衝として宿場町が栄えていました。さらに、利神城跡、上月城跡、熊見城跡、三日月陣屋跡など多くの歴史文化遺産を有しています。

わたしたちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれらの財産や自然を大切に未来に引き継ぐとともに、安心して暮らせるまち、人を思いやり、人と人との絆が豊かな、夢や希望の持てる優しさのあふれるまちづくりを目指します。

そのためには、「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という自治の原点に立ち、町民等一人ひとりがまちづくりの担い手として参画し課題に取り組むことが必要です。

さらに、町民等、議会、行政がともに手を取り合い、協働してそれぞれの役割と責務を果たすことがよりよい佐用町の自治につながります。佐用町が希望と笑顔で活力あるまちとなることを望み、ここに佐用町まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、佐用町におけるまちづくりの基本的な事項を定め、町民等の権利と役割並びに町議会及び町長等の権限と責任を明確にすることにより、町民自治による参画と協働のまちづくりを推進し、町民福祉の向上を目指すことを目的とする。

- 1 最終目的は「町民福祉の向上」であることを明記しています。
- 2 まちづくりは強制されるものではなく町民等の主体性にもとづいたものであるため、町民等が果たすべき役目があることを、「権利と役割」という形で表現しています。
- 3 町民等、議会、町の執行機関がそれぞれの責任と役割を自覚しお互いが助け合いながらまちづくりを進める必要があります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する個人

(2) 町民等 町民及び町内で働き又は学ぶ者又は町内において事業活動又は町民活動を行う者若しくは団体をいう。

(3) 町長等 町長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいう。

- (4) 町 町議会及び町長等によって構成される基礎自治体としての佐用町をいう。
- (5) 参画 町の政策等の重要な決定について、計画段階から町民が主体的に関わっていくことをいう。
- (6) 協働 町民等と町、町民等同士が果たすべき役割と責任を自覚し、対等の立場で相互に補完し協力することをいう。
- (7) まちづくり 快適な生活環境の確保や地域社会での安全安心の推進など、住みよい町をつくるための公共的な活動をいう。

- 1 この条例を理解する上での共通認識を持つために用語を定義しています。
- 2 町内に住所を有する者は「町民」というが、町民等は、町民のほか町内で働く者、学ぶ者、町内で事業活動等を行う個人や団体を含めた幅広い意味で捉えることとしました。
- 3 事業活動及び町民活動は、町内に活動の事務所等を置き、営利・非営利を問わず活動を行う団体及びそこで働いている個人をいいます。また、自治会、NPOやボランティア組織も含めます。
- 4 町長等は、地方自治法上の執行機関を示しており、町長のほか町長から独立して専門的な仕事を行う行政委員会と委員、具体的には教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が町の行政を担っています。
- 5 町は、地方自治法第1条の3及び第2条第3項に定める基礎自治体としての佐用町を示しています。町議会及び町長等のことです。基礎自治体は、国の行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度があるものを指します。
- 6 協働は、町民等と町、町民等同士がそれぞれの責任と役割分担に基づいてお互いを尊重しながら協力し合うことです。

(まちづくりの基本原則)

第3条 町民等及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 参画の原則 町民等は、まちづくりへの参画の機会が保障されること。
- (2) 協働の原則 町民等と町、町民等同士は、お互いを尊重しながら相互協力のもとまちづくりに取り組むこと。
- (3) 情報の共有 町民等と町がまちづくりを推進するために、互いに保有する情報を共有し合うこと。

- 1 町民等のまちづくりへの参画の機会が保障されることは基本的な原則です。
- 2 町民等及び町が対等の関係で相互理解のもとに一緒になって進めていくことがまちづくりを進める上で重要です。
- 3 町民等及び町がまちづくりを進めるためには、町民等と町が一体となってそれぞれの役割を果たす必要があります。そのためには、互いが持っている情報を積極的に提供し合い共有することが不可欠です。

第2章 まちづくりの主体

第1節 町民等

(町民等の権利及び役割)

第4条 町民等は、まちづくりのための主体的な活動を自由に行う権利を有する。

- 2 町民等は、町民同士や町と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。
- 3 町民等は、まちづくりに関心を持ち、積極的に参画、協働するよう努めるものとする。
- 4 町民等は、お互いを尊重し合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。
- 5 町民等は、参画又は協働しないことによって不利益な取扱いを受けない。

- 1 町民等が、まちづくりのための活動を主体的に自由に行う権利があることを定めています。
- 2 まちづくりを進めるために町民等や町が持っている情報を共有することができる権利（＝知る権利）を定めています。
- 3 町民等がまちづくりに積極的に参画することを努力義務としています。
- 4 町政への参画においては、自らの発言と行動には自覚が必要で、責任を持つべきであることを定めています。
- 5 町民等がまちづくりに参画しないことや協力しないことによって、不利益な取り扱いを受けないことを明記しています。

(防災への取り組み)

第5条 町民等及び町は、自助、共助、公助の考え方に基づきそれぞれの責務と役割のもと、相互に連携して安全で安心して暮らすことができる佐用町を築くよう努力する。

- 2 町は、町民等の財産と生命を災害から守るため防災体制の整備を図り、国、県、関係市町との連絡調整及び町民等、防災関係機関等との連携や協力体制の構築に努める。
- 3 町民等は、自己及び家族の安全確保と、住民相互の連携により地域の安全確保に努めるとともに、町の防災事業への協力と地域における防災対策活動への参加に努める。

- 1 防災に関しても町、町民等には、それぞれの役割があり、相互に協力、連携することによって町民の生命と財産を守る必要があります。
- 2 町は、防災まちづくり、啓発活動と教育推進、避難及び救援活動、防災資機材の整備など、町民を災害から守る体制の構築に努めます。
- 3 町民等は、自助の観点から生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、避難経路の事前確認等自己努力に務めるとともに、共助の観点から地域の防災対策活動に関しても積極的な参加に努めます。

第2節 町議会

(町議会の権限)

第6条 町議会は、町民の信託を受けた意思決定機関として、町政の重要事項について議決する権限及び町政運営を監視し、けん制する役割を有する。

(町議会の責務)

第7条 町議会は、町民の信託を受けた意思決定機関として、町政の重要事項を決定するとともに、町政に対する監視及び調査を的確に行い、適正な執行を確保しなければならない。

- 2 町議会は、町民の意思や地域の実情を的確に把握し、政策の立案又は提言に努めなければならない。
- 3 町議会は、議会活動に関する情報を町民等に提供し、町民等に開かれた議会運営に努めなければならない。

- 1 町議会議員は、町長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。その役割を確認するとともに、地方自治法により権限と責務があることを明らかにしています。
- 2 議会は、町長等が提案した議案の審議だけではなく、町民の意思を把握し議会在が政策の立案や提言に努めます。
- 3 議会在が、町民等に情報を提供することによって、町民等と情報共有ができ開かれた議会となります。

(町議会議員の責務)

第8条 町議会議員は、町民の代表者として、町民全体の利益を優先して行動し、町民福祉の増進に寄与するとともに、自己の研鑽に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 町議会及び町議会議員は、町民等への情報提供に務めるとともに、町民等の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。

- 1 町議会議員は、町民の代表として自らの役割と責務を認識し、言動に責任を持ち、公平・公正に職務を遂行しなければならない。また、一部の地域や組織の利益だけではなく、町民全体の利益を優先しなければなりません。
- 2 町議会議員は、様々な機会を通じて町民等に情報提供を行い、積極的に町民等の意見を把握するよう努めます。

第3節 行政機関

(町長等の権限及び責務)

第9条 町長は、町民の信託を受けた執行者として町を統轄し、町政を代表する。

- 2 町長等は、自らの判断と責任において、その所管する職務を公正かつ誠実に町政運営を行わなければならない。

- 1 町長は町民の信託を受け、町政を代表する者として町政運営における町長の権限を明記しています。
- 2 町長等は、町民の信託を受け、自らの判断と責任において公正かつ誠実に町政運営を行うことが義務付けられています。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、町民等に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に町民等と連携し、まちづくりの推進に取り組まなければならない。

- 1 職員は、地方公務員法第30条にも規定されているサービスの根本基準を遵守しなければなりません。町民等一人ひとりと向き合い公平かつ誠実に責務を遂行しなければなりません。
- 2 まちづくりの主体は町民等であるとの認識のもと、職員は町民等の一員として生活する中、町民等とともに考え、行動し、率先して、まちづくりに関わっていくよう努めます

第3章 参画と協働のしくみ

第1節 町政への町民参画

(参画と協働の推進)

第11条 町議会及び町長等は、町民等の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

- 2 町議会及び町長等は、参画と協働の推進に当たって、町民等の自主性を尊重するよう努めなければならない。

- 1 幅広い町民等の参画を得て、町政を推進していくために、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段によって町民等が参画できる機会を設けていかなければならないことを定めています。
- 2 参画と協働の推進には、町議会及び町長等も町民等の自主性を尊重するように努めることが求められています。

(意見公募制度)

第12条 町長等は、町民生活に重要な影響を及ぼす施策及び計画等に当たっては、町民等に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 1 町民生活に重要な影響を及ぼす施策及び計画等について、町民等に情報を提供し、それについて意見を求めるといふものです。手順は以下の通りです
 - ① 町の重要な政策等の決定に当たりその案を公表し、町民等からの意見又は提案を求めます。
 - ② 提出された意見等に対する見解を明らかにします。
 - ③ その意見等を考慮して意思決定を行うとしています。

(審議会等の運営)

第13条 町長等は審議会等の委員の選任に当たっては、広く町民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を町民から公募するよう努めなければならない。

2 町長等は審議会等の会議及び会議録を原則として公開するよう努めなければならない。

- 1 町長等が設置する審議会等の委員を選出する場合には、委員構成についてかたよることのないようにし、原則として、委員には公募の委員を入れなければならないこととしています。委員の選出に当たっては、幅広い分野、年齢層に配慮しながら選出の根拠等の透明性を徹底することも求められています。
- 2 審議会等の会議及び会議録についても町民との情報の共有を図り、透明性の高い町政運営を推進するため、公開を原則とすることを定めています。

第2節 協働のまちづくり

(コミュニティの形成)

第14条 町民等は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、コミュニティの役割を認識し、守り育てるよう努めるものとする。

- 1 町民等が、地域のなかで安心して暮らせるよう、コミュニティの役割について、町民等も町長等も再認識しお互いに守り育てていくように努める必要があります。コミュニティとは地縁のつながりをもとに形成された集落及びそこで繰り広げられる住民の活動を言います。

(地域づくり協議会の設立)

第15条 町民等は、多岐にわたる課題等に総合的に対応するため、一定のまとまりのある地域(概ね小学校区)においてコミュニティ活動を行う組織としての地域づくり協議会を設立することができる。

2 地域づくり協議会は、地域の総意が反映され、民主的で透明性を保ち、地域内の誰もが希望に

応じて運営に参加できるものとする。また、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組み、地域のまちづくりの目標、活動方針等を定めたまちづくり計画の策定に努める。

- 1 自治会の状況も少子高齢化が進んでおり、自治会単位ではその運営が難しいため、一定のまとまりのある地域（概ね小学校区を基本）で地域づくり協議会を設立し、多岐にわたる課題に地域の知恵や力を結集させ、対応していこうとするものです。
- 2 地域づくり協議会の要件は以下の通りです。
 - ① 地域の総意が反映される組織で民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
 - ② 地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組み地域のまちづくりの目標、活動方針等を定めた地域づくり計画を策定すること。

（まちづくり活動への支援）

第16条 町長等は、町民等がお互いに助け合い、地域の課題の解決に向けて自発的に活動することを促進するため、前条に規定する地域づくり協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体に対して必要な支援を行うことができる。

- 1 町長等の役割として、地域の課題の解決に向け、自発的なまちづくり活動をしている地域づくり協議会やその他団体に対して、支援することを定めています。

（生涯学習の推進）

第17条 町民等は、自ら生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

- 2 町長等は、町民等のまちづくりに繋がる学習の機会を提供し、まちづくり活動への参加を促すよう努めなければならない。

- 1 町民等は自らの生涯を通して学習を重ねて豊かな人間性を育むことが求められています。
- 2 町長等としてもあらゆる世代を対象としたまちづくりに繋がる学習の機会を提供して、まちづくり活動への参加が促進されるよう努める必要があります。

第3節 まちづくりに必要な情報の共有
（情報の共有における町長等の責務）

- 第18条 町長等は、町民等が必要とする情報を適正に収集、保存するとともに、佐用町情報公開条例に則り、情報公開及び情報提供のための措置を積極的に講じるよう努めなければならない。
- 2 町長等は、適切な時期に、町民等にわかりやすい方法で情報公開及び情報提供するよう努めなければならない。

- 1 町民等と町長等（行政）が情報共有を行うことによってお互いの信頼が生まれ、町民参画や協働のまちづくりが推進されます。そのためには、行政は地域の情報や町民活動の実情を把握しなければなりません。併せて、町民等が必要とする情報を適正に提供・公開することが重要であると定義しています。
- 2 町長等（行政）が情報を公開・提供する場合には、町民等が必要とする時期に、町民等にわかりやすい文章で図表を使用するなどの方法で行うことを定めています。
- ※ 佐用町においては、佐用町情報公開条例（平成17年10月1日に公布、平成18年4月1日から施行）が制定されています。そのことを、本条例に加えることによって情報の共有の重要性を明らかにしています。

（個人情報の保護）

- 第19条 町長等は、情報の共有に当たっては、佐用町個人情報の保護に関する条例で定めるところにより、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護しなければならない。

- 1 佐用町においては、佐用町個人情報の保護に関する条例（平成17年10月1日に公布、平成17年10月1日から施行）が制定されています。そのことを、本条例に加えることによって個人情報の保護の重要性を明らかにしています。

（町民等と町長等との情報共有）

- 第20条 町民等は、町長等に対して積極的に必要な情報の公開若しくは提供を求め、又は町民等は、地域の情報を積極的に町長等に提供し、情報の共有に努めるものとする。

- 1 まちづくりにおいて地域課題の解決に取り組むときには、情報を提供されるのを待たずに、町民等自らが積極的に情報提供を求めることを定めています。併せて、町民等が町長等に対して地域の情報を提供していくことを定めています。このように、町民等と町長等が情報を共有しあうことが、協働のまちづくりにつながります。

【情報提供の手段】

- ①町の広報紙への掲載
- ②町のホームページへの掲載
- ③町長が指定する場所での閲覧
- ④その他町長が必要と認める方法

(町民等同士の情報共有)

第21条 町民等は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとする。

- 1 情報の共有化はまちづくりの基本であることから、町民等や町民活動団体も、個人情報の保護には配慮した上で、お互いに情報を提供し合うよう努めることを定めています。

第4章 行政運営

(総合計画等)

第22条 町長は、町政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たっては町民の参画を図る。又は意見を求めるものとする。

- 2 町長は、町民等と共にまちづくりを進めていくため、地域づくり協議会が策定した地域のまちづくり計画について総合計画及び予算に反映するよう努めるものとする。
- 3 町長は、総合計画に定めるまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策・事業について個別の計画を定めるとともに、実行していくための計画を策定し、達成目標等を示すものとする。
- 4 町長は、総合計画及び前項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）に基づくまちづくりを推進していくため、評価に基づいた進行管理を行い、事業の進捗状況を町民及び町議会に公表し、町民等参画のもと柔軟に見直しを行うものとする。

- 1 これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることとなりました。基本計画とは総合計画のことで、佐用町においては、その計画が重要であることから、策定については町民参画のもとで策定されるべきであることを規定しています。
- 2 地域まちづくり計画を総合計画に反映することにより、予算の確保を担保しています。
- 3 策定された計画を実現性のあるものとするため、個別計画等の策定や目標を示すものとしします。
- 4 住民参画による評価を実施し、その評価に基づいた見直しを行うこと、併せて、事業の進捗状況を公開することを定めています。

(財政運営)

第23条 町長は、総合計画等に基づき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。

- 2 町長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な

財政運営に努めなければならない。

- 3 町長は、予算の執行状況並びに財産、町債等その他財政に関する状況について町民に分かりやすく公表しなければならない。

(政策法務)

第24条 町長等は、町民等の要望や地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備を進めるなど積極的な法務行政を推進するよう努める。

- 1 地域の実情にあった政策づくりを行うために、町長等は自己責任において法を解釈し、地域課題に対応した条例や規則を作る必要があることを定めています。

(行政評価)

第25条 町長等は、総合計画等重要な計画、予算、決算及び実施する事業等の行政評価の実施に当たって町民参画のもと、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 2 町長等は、前項の評価の結果を、総合計画等、財政運営、予算編成及び個別の事業等に反映させるよう努めるものとする。

- 1 町長等が実施する計画、事業について評価を行わなければならないことを定めています。また、町政の透明性を確保するために町民参画のもとで評価を実施し、公表することを定めています。
- 2 PDCA のサイクルで町政を運営していくため、評価結果を予算編成等に反映させるよう努めることを定めています。

PDCAとは：

- ①Plan (計画) : 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
- ②Do (実施・実行) : 計画に沿って業務を行う
- ③Check (点検・評価) : 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
- ④Action (処置・改善) : 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

この4段階を順次行って1周したら、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ、spiral up)させて、継続的に業務改善する。

(行政組織)

第26条 町長等は、町民等に分かりやすく、効率的かつ機能的な行政組織を編成しなければならない。

- 2 町長等は、町民等の声又は社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう行政組織の整備、充実

を図るとともに、必要に応じて行政組織の見直しに努める。

- 1 町民等にわかりやすい組織ということは、迅速な意志決定が可能であること、意思形成過程が理解しやすい及び責任と権限の所在が明確となっているということです。
- 2 町長等の責務として、社会経済情勢の変化や住民ニーズに迅速に対応し、地域課題に対して着実に解決できるよう、常に組織の見直しを行うことを定めています。

(行政手続)

第27条 町長等は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資するため、佐用町行政手続条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。

- 1 自治体の活動が、法令に基づいて行われることは言うまでもなく、行政の公正性や透明性をより高めるため、途中でどのように処理され、結果どうなったかその過程を町民に見えるように説明し、納得を得られるよう行政手続きについて佐用町行政手続条例(平成17年10月1日から施行)が制定されています。

(危機管理)

第28条 町長等は、町民等の安全と安心を確保するため、出来る限り危険を予測し、その対策を講じるとともに、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化に努めなければならない。

- 2 町長等は、町民等及び関係機関と相互に連携、協力しながら、町民等の安全と安心の推進に取り組まなければならない。また、災害時においては、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。
- 3 町民等は、一人ひとりが「自らの命は自ら守る(自助)」「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取組を行うよう努めなければならない。

- 1 町民等の安全と安心を守ることは町長等の責務であり、そのためには、事前に危険を予測し、緊急事態に適切な対応ができる体制を整えておくべきであることを定めています。
- 2 町民等の安全と安心を守るためには、国及び他の地方公共団体との相互連携と協力が必要であることを定めています。
- 3 「自助」「共助」「公助」と言われる中で、町民等として自助、共助の大切さを認識し、日頃から様々な場面において防災への取組が必要であることを定めています。

第5章 国及び他の地方公共団体との関係

(国及び他の地方公共団体との関係)

第29条 町長等は、国及び他の地方公共団体と対等の関係にあることを踏まえ、自立した地方自治を目指すとともに、共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

- 1 地方分権改革に伴い国、県とは上下主従の関係から対等協力関係となったこと、また、自己決定・自己責任による自治体運営を行う事が重要で、単独では解決できない課題に対して、近隣の他の市町や都道府県、国と連携、協力し合いながら解決に当たるように努めることを定めています。

第6章 条例の位置付け及び検証

(条例の位置付け)

第30条 この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し整合性を図るものとする。

- 1 この条例の位置付けについて定めています。
まちづくり基本条例も条例の一つであり他の条例との間に優劣の関係はありません。そのため、この条例では、「最高規範」という文言は用いておりません。この条例は、まちづくりの基本について定めたものであることから、他の条例や規則等の制定や改正、及び計画の策定、施策や事業の実施、法令の執行等に当たっても、この条例の趣旨に則り、整合性が図られるべきであることを規定しています。

(条例の検証及び見直し)

第31条 町長等は、必要に応じて、この条例の策定後内容が本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、町民参画のもと検証し、その結果を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

- 1 この条例が佐用町の状況、社会情勢に合っているのか、新たな地域課題に対応しているのか、この条例が適切に運営されているのかなどについて、町民参画のもとに検証し、その結果を踏まえて、条例を見直すことが重要であることを定めています。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。